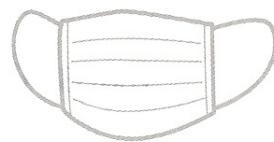


ごみの処理方法や制度についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症等にかかるごみについて

ごみを出す際は、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかり封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを意識し、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に努めてください。

- 使用済みマスクは「可燃ごみ」として出してください。



可燃ごみの排出袋

可燃ごみの排出袋は、紙袋、ポリ袋(土のう袋を除く)のどちらでも収集します。

平成30年11月21日から、可燃ごみの排出袋について、これまでの紙袋に加え、ポリ袋を追加しました。

- ポリ袋(土のう袋を除く)の色や大きさに指定はありません。

どちらでも



ライターやスプレー缶などの危険なごみ

ライターやスプレー缶、電池を取り外さずに排出された小型家電がごみに混入している場合、収集車や埋立地の火災の原因となり、大変危険です。

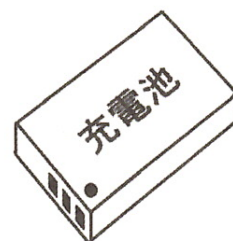
- ライターは、他の不燃ごみとは別の袋に入れ、袋に「ライター」と書いて「不燃ごみ」として出してください。
- スプレー缶は中身を空にして「資源ごみ」として出してください。



充電式小型家電

充電式小型家電を、電池を取り外さずに排出すると、火災の原因となり、大変危険です。

- 電池を取り外せる充電式小型家電については、電池は「有害ごみ」として出してください。



ごみの自家焼却の禁止

ごみを自分で焼却することは、原則として法律で禁止されています。

「煙で窓が開けられない」、「建物の塀や洗濯物が汚れる」、

「健康への影響が心配だ」など多数の苦情が市に寄せられています。

- ごみは自分で焼却せず、家庭から出るごみはきちんと分別して広島市の収集日に出すか、広島市固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼してください。



ごみステーションの管理用具の貸与制度・ごみボックス購入等補助金交付制度

10世帯以上が使用のごみステーションを管理している団体に対して、次のような支援を実施していますので、地域でお話し合いのうえご活用ください。

- ごみステーションの管理用具(ごみ収集枠、カラスよけネット又は防水シート)の無償貸与
- ごみボックスの購入、製作又は修理に対する補助金の交付(補助限度額5万円)
※貸与又は補助の制度はどちらか1回のみ利用できます。

